

令和7年4月16日

保護者の皆様

三原市立久井小・中学校
校長 池田 彰夫

令和7年度 台風・大雨等による気象警報発令時の対応について [改正版]

清明の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は本校の教育推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、台風・大雨等による警報発令時には、三原市内の公立小学校・中学校の対応マニュアルに準拠して本校も対応します。また、昨年度三原市教育委員会から新たに「住民の避難情報の警戒レベル」に対する基準が追加・改正されました。

今年度も改正された基準も含めて対応していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

【これまでの気象警報発表時の対応】

(1) 午前6時の段階で、三原市または三原市を含む地域（尾三地域、県南部、県全域）に警報（特別警報を含む）が発表されている場合

※注意 久井小・中学校が対象となる警報（特別警報）は次のとおりです。

【警報：大雨・暴風・洪水・大雪・暴風雪】 【特別警報：大雨・暴風・大雪・暴風雪】

【改正され追加された基準】

学校所在地に午前6時の時点で、警戒レベル4「避難指示」又はレベル5「緊急安全確保」（以下、「警戒レベル4等」と言う。）が発令されている場合
→気象警報（特別警報を含む）の対応と同じ対応となります。

※学校所在地外から通う児童生徒の居住地に「警戒レベル4等」が発令されている場合について

ても、気象警報（特別警報を含む）の対応と同じ対応になります。※資料1 参照

※警戒レベル3「高齢者避難等」発令時には、小・中ともに登校となります。

【上記の対応については次の通りです】（これまでと変更はありません）

○小学校 → 臨時休業、給食停止

※小学校が臨時休業になったことの電話連絡・すぐーる配信はしません。

※翌日の時間割等の連絡をすぐーるで配信します。

○中学校 → 自宅待機 ※中学校が自宅待機の電話連絡・すぐーる配信はしません。

【その後の中学校の対応については次の通りです。】

- ① 午前8時30分までに警報（警戒レベル4等）解除の場合 3校時から授業
・10:10までに登校してください。3校時から時間割通りの授業実施。（給食あり）
【スクールバス】コース①本庄9:40→美生9:45→中学校10:00
コース②野串9:45→垣内9:50→中学校10:00
- ② 午前11時までに警報（警戒レベル4等）解除の場合 5校時から授業
・家で昼食を済ませ、13時15分までに登校してください。（給食なし）
【スクールバス】コース①本庄12:45→美生12:50→中学校13:05
コース②野串12:50→垣内12:55→中学校13:05
- ③ 午前11時以降も警報（警戒レベル4等）が継続の場合 臨時休業
・11:30に学年のクラスのクラスルームに午後からの動きの連絡を配信します。

(2) 午前6時以降から登校までに警報または警戒レベル4等が発令された場合

- ① 自宅を出る前に警報が発令 ○小学校、中学校 → 自宅待機
- ② 自宅を出るときには警報等が発令されておらず、登校途中に警報等が発令された時
○小学校、中学校 → 登校を完了してください。
★その後の対応については、登校状況、気象状況等により学校長が市教委と協議し、決定する。[その後の対応＝臨時休業・途中下校・下校見合わせ・給食実施の有無 等]
★自宅待機者と登校者の把握を学校で行います。また、対応決定後は自宅待機者へすぐーるで連絡します。

(3) 登校後に警報または警戒レベル4等が発令された場合

- ★その後の対応については、気象状況等により学校長が教育委員会と協議して、対応を決定する。[その後の対応＝途中下校・下校見合わせ・給食実施の有無・給食時間の変更 等]
保護者への連絡等
○授業打ち切り、一斉下校、下校見合わせ等があった場合は、直ちに保護者へ状況と対応を連絡します。（すぐーる配信や電話連絡等）
○児童生徒の帰宅の確認をします。
○保護者と連絡がつかない場合は、原則として、児童生徒を学校に待機させることになります。

(4) 児童・生徒への指導

- (1) 臨時休業中
 - 警報発表・避難指示発令の間は、絶対に外出はしない。
- (2) 一斉下校時及び警報・避難指示解除時
 - 増水している河川には近づかない。
 - 高波の恐れがある海岸には近づかない。
 - 地盤がゆるんでいる場所には近づかない。
 - 切れた電線には近づかない。

